

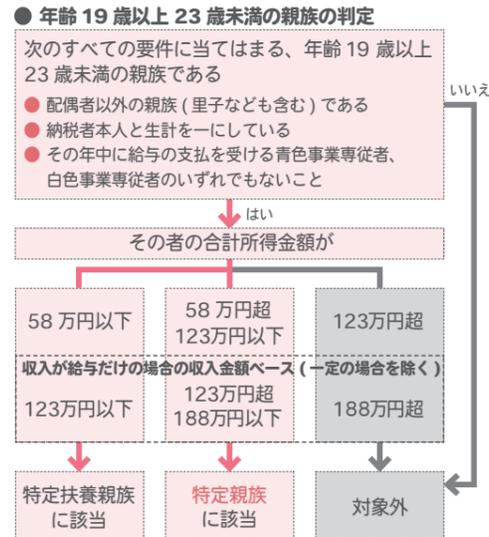
# 税務通心

## 大学生年代の親族に新しい呼び名が登場「特定親族」

大学生アルバイトの就業調整に対応するために、令和7年度税制改正で新たに「特定親族」を設け特別控除を創設しました。所得税は令和7年分、住民税は令和8年度分からの適用です。

### 1 年齢19歳以上23歳未満の親族の判定

原則、その年12月31日の現況で、年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合には、令和7年度税制改正により、右のフローチャートで控除の対象となる親族かどうかを確認することとなります。



右記のとおり、特定扶養親族の所得要件が10万円引き上げられた他、合計所得金額が58万円を超えても123万円以下であれば、新たに設けられた「特定親族」に該当します。

### 2 控除額

納税者が特定扶養親族または特定親族に該当する親族を有する場合には、それぞれ次の控除が受けられます。

● 特定扶養親族(1人につき)

扶養控除として、右の控除額

控除額	
所得税	住民税
63万円	45万円

● 特定親族(1人につき)

特定親族特別控除として、特定親族の合計所得金額に応じた次の控除額

特定親族の合計所得金額(収入が給与だけの場合の収入金額)※	控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下(123万円超 150万円以下)	63万円	45万円
85万円超 90万円以下(150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超 95万円以下(155万円超 160万円以下)	51万円	45万円
95万円超 100万円以下(160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超 105万円以下(165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超 110万円以下(170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超 115万円以下(175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超 120万円以下(180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超 123万円以下(185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

(※) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

参考: 国税庁「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」他

# 労務通心

## 育児休業中の社会保険料 どの月が免除になる？

産後パパ育休(出生時育児休業)が2022年に始まり、男性が育児休業を取得する機会が増えています。男性は女性に比べ、取得する育児休業の期間が短く、社会保険料の徴収を免除する月に注意が必要です。月給と賞与に分けて、社会保険料の免除の注意点を確認します。

### 1 出生後休業支援給付金

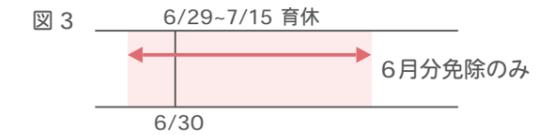
① 月をまたいで育児休業を取得した場合

月をまたいで育児休業を取得した場合は、育児休業の取得日数に関わらず、月末に育児休業を取得している月の社会保険料が免除となります(図1参照)。



② 同月内に14日以上育児休業を取得した場合

育児休業を開始した月に14日以上育児休業を取得し、その月のうちに休業が終了した場合(育児休業の開始日と終了日が同じ月にある場合)は、その月の社会保険料が免除となります(図2参照)。



なお、図3のように、育児休業が月末をまたぐ場合は、終了日が属する月に14日以上育児休業を取得していたとしても、育児休業の終了日が属する月の社会保険料は免除の対象になりません。月末に育児休業を取得している月の社会保険料が免除となります。

### 2 賞与の場合

連続した1ヶ月を超える育児休業を取得した場合で、月末に育児休業を取得している月に支給される賞与については、社会保険料が免除されます。このような社会保険料の免除があっても、賞与を支給した場合には、賞与支払届に記入して届出を行う必要があります。ご注意ください。

令和5年度(2023年度)雇用均等基本調査によると、2021年10月から2022年9月までの1年間に配偶者が出産した男性の育児休業取得率は30.1%と、前年度調査(17.1%)を大きく上回りました。今年4月からは、育児休業をする従業員が受給できる新しい雇用保険の給付金制度(出生後休業支援給付金)も始まり、今後ますます男性の育児休業の取得が増えていくものと思われます。

育児休業に関する法律や制度の改正が続いています。社会保険料の取扱いについても、あわせてご確認ください。

参考: 日本年金機構リーフレット「令和4年10月から育児休業等期間中の社会保険料免除要件が見直されます。」  
<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2022/0729.files/ikukyu-chirashi.pdf>